

更新

指定障害福祉サービス事業者
 指定障害者支援施設
 指定一般相談支援事業者
 指定特定相談支援事業者
 指定障害児相談支援事業者

指定申請書

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 主たる事務所の所在地
 (設置者) 名称
 代表者の職名及び氏名

指定障害福祉サービス事業者 総合支援法第36条第1項
 指定障害者支援施設 総合支援法第38条第1項
 指定一般相談支援事業者 の指定を受けたいので、 総合支援法第51条の19第1項 の規定により、
 指定特定相談支援事業者 総合支援法第51条の20第1項
 指定障害児相談支援事業者 児童福祉法第24条の28第1項
 関係書類を添えて次のとおり申請します。

		※ 事業所(施設)所在地市町村番号	
申請者・設置者	フリガ		
	名称		
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —)	
	法人の種類	法人所轄庁	
	連絡先	電話番号	ファックス番号
代表者の職名及び氏名	職名	フリガナ	
	氏名		
	代表者の住所	(郵便番号 —)	
事業所(施設)	フリガ		
	名称		
事業所(施設)の所在地	フリガ		
	名称	(郵便番号 —)	
指定を受けようとする事業所・施設	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業等	指定申請をする事業等の事業開始予定年月日
	指定障害福祉サービス		
	居室介護		
	重度訪問介護		
	同行援護		
	行動援護		
	療養介護		
	生活介護		
	短期入所		
	重度障害者等包括支援		
	施設入所支援		
	自立訓練		
	就労移行支援		
	就労継続支援		
	就労定着支援		
	自立生活援助		
	共同生活援助		
	指定障害者支援施設	指定障害者支援施設	
障害者支援施設			
指定一般相談支援	指定一般相談支援		
	一般相談支援(地域移行支援)		
	一般相談支援(地域定着支援)		
指定特定相談支援	指定特定相談支援		
	指定障害児相談支援		
指定済事業等	事業等の種類	指定に係る法律名称	指定年月日

注 1 ※印欄には、記入しないこと。
 2 法人の種類別の欄には、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記入すること。
 3 法人所轄庁の欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入すること。
 4 実施事業等の欄には、今回指定を受けようとする事業又は施設について、該当する欄に「○」を記入すること。
 5 「指定障害児相談支援事業」の指定を申請する場合は、「指定特定相談支援事業」の申請も併せて申請すること。
 6 指定済事業の欄には、今回指定を受けようとする事業又は施設以外で、総合支援法(平成17年法律第123号)、介護保険法(平成9年法律第123号)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき指定を受けている事業がある場合に記入すること。
 7 指定を受けようとする事業又は施設に応じ、総合支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)若しくは児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)で定める書類その他市長が別に定める書類を添付すること。